

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和4(2022)年3月16日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【警務部議題】

○ 岩手県警察組織規則及び岩手県警察職員定数規則の一部改正について

警察本部から、「改正の内容についてであるが、岩手県警察組織規則は、警務部警務課にデジタル化推進係を新設することに伴い警務課の所掌事務の内容を改めること、警備部警備課警衛警備対策室を所属に格上げし警備部警衛対策課を新設すること、警備部公安課の所掌事務の変更に伴い所要の改正をすることの、3点である。また、岩手県警察職員定数規則に関しては、これら組織改編に伴い各所属の定数を見直したものである。本案に御決裁いただいたならば、令和4年4月1日から施行することとしたい。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員発言 》

「警衛対策課について、植樹祭の本番は来年度であるが、所属の定数は来年度も同様ということよろしいか。」

→本部発言

「そのとおりである。」

○ 久慈警察署の移転及び業務開始について

警察本部から、「久慈警察署現庁舎は老朽化、狭隘化が著しく、洪水浸水想定区域内に位置していることから、警察署の機能維持のため移転新築計画を進めていたところ、官公署や主要交通機関、幹線道路へのアクセスが良好で、津波浸水予想範囲及び洪水・土砂災害警戒区域の範囲外である建設予定地を選定、令和2年10月から庁舎新築工事を開始し、この度竣工の運びとなった。移転するのは久慈警察署に加え、交通部運転免許課県北運転免許センター、高速道路交通警察隊久慈分駐隊であり、本年5月2日午前9時から、同所での業務開始とすることとなった。新庁舎の敷地面積は現警察署敷地の約3倍、延床面積は現警察署の約2.2倍の規模になる。新庁舎は鉄筋コンクリート4階建てで、県北運転免許センター、高速隊久慈分駐隊の部分は2階建てとなる。総事業費は約34億9,900万円余となっている。落成式は、本年5月17日に、新庁舎において挙げる予定である。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「釜石警察署と似た外観だと感じた。」

→本部発言

「釜石警察署の外壁は『鉄』をイメージした色になっており、久慈警察署の外側の色は『漆』をイメージしたと聞いている。」

「釜石警察署庁舎は奥行きがある作りであり、正面から見た場合、久慈警察署庁舎の方が大きく見えると思われる。」

《 委員質疑 》

「土地の取得に苦労はあったのか。」

→本部発言

「過去に一番大変だったのは、平坦地が少ない地域である釜石警察署であった。一方で、久慈警察署は数か所の候補地から選定できており、関係各位の助力を得ながら、比較的良好に協議が進んだと承知している。」

《 委員発言 》

「久慈市は東日本大震災の時は津波が岸壁を越え、ずっと平らな土地なので、かなり奥まで浸水被害があったと記憶している。」

→本部発言

「久慈警察署は当時も津波による浸水被害の危険があったが、業務停止は免れた。有事の際の警察活動継続のためにも、今回の場所に移転した。」

○ 道路交通法施行規則の一部改正に伴う運転者の酒気帯びの有無の確認について

警察本部から、「昨年6月に千葉県八街市で発生した小学生被害に係る酒気帯び運転による交通死亡事故を受けて道路交通法施行規則の一部が改正され、安全運転管理者による業務として、本年4月1日から『目視等による酒気帯びの有無の確認と記録の保存』が、同年10月1日から『アルコール検知器による確認』が、それぞれ施行されることとなったことから、本県警察においても同規則に従い、運転者に対する酒気帯び確認等を実施していくこととなった。対象者は、公用車を運転する全職員であり、確認を行う者は、安全運転管理者、副安全運転管理者及び準安全運転管理者とする。確認方法は、4月1日からは運転者の顔色や呼気の臭い、応答の声の調子等の確認を、10月1日からはそれらに加えてアルコール検知器を用いた確認を実施する。酒気帯びの有無の確認は、安全運転管理者等を選任する全ての事業所で実施されるものであり、それらを指導する立場の警察は誤りがないよう、確実に実施していくこととする。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「4月1日から目視による確認があって、10月1日から検知器による確認も加わるということだが、このタイムラグはアルコール検知器整備に期間を要するためなのか。」

→本部発言

「そのとおりである。」

○ 警察庁及び東北管区警察局による監察の結果について

警察本部から、「まず警察庁による監察について、昨年12月2日に警備課、会計課、通

信指令課、交通規制課の警察本部5所属、翌3日に宮古警察署が、それぞれ受監した。監察項目は『災害に係る危機管理体制の点検及び構築の状況』と『非違事案防止対策の推進状況』の2項目であり、受監結果、指摘・指導事項は無かった。次に、東北管区警察局による監察について、本年2月8日及び2月17日に交通指導課、高速道路交通警察隊、一関警察署が、同年2月18日に北上警察署北上駅前交番が、それぞれ受監した。監察項目は『交通事故事件捜査、交通指導取締り業務における適正な業務管理及び交通街頭活動中における受傷事故防止対策の推進状況並びに非違事案防止対策の推進状況』と、『交番・駐在所における業務管理の推進状況』の2項目であった。受監結果、指摘事項はなかったものの、指導すべき事項として、『6か月以上、点検時以外に出し入れがない証拠品が短期保管から長期保管へ明確な理由がないまま移行されていなかったことから、速やかに移行すること。』との指導を受けている。」旨の報告があった。

【生活安全全部議題】

○ 風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則の制定について

警察本部から、「平成27年の風営適正化法改正において、特定遊興飲食店営業の制度導入や深夜の営業に伴う騒音や酔客のい集等の問題等により、深夜に営業する事業者と地域住民の間での紛議が一層増加・深刻化することが懸念されることから、事業者、地域住民、警察署長等からなる協議会を設置し、個々の事業者のみでは解決できない深夜営業に伴う問題の防止と速やかな解決に向けた協議を行うための協議会について、規定が整備された。その際、『風俗環境保全協議会の委員は、公安委員会が委嘱する』と規定されている。当県ではこれまで、深夜の営業に伴う問題等を踏まえ風俗環境保全協議会の設置や同協議会の委員の委嘱に関する規則の制定に関し検討、協議していたところ、コロナ禍による経営の悪化等を理由に風俗営業等による違反が増加し、一昨年は、前年を大きく上回る件数の指示処分を実施したほか、平成25年以来となる『営業停止処分』を実施している。また、昨年は、一昨年ほどではないものの、営業時間の制限を越えて営業する営業者は、例年より多い傾向が続いている。民法改正により本年4月から成人年齢が引き下げられ、深夜における若者の活動が活発化することで、深夜営業事業者と地域住民とのトラブルが懸念されることから、風俗環境保全協議会を設置し協議を行うことで、地域における良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすおそれのある事項への対策を図るため、協議会委員の委嘱等に関する規則を制定しようとするものである。本規則は、全5条で構成され、第1条では、風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関し必要な事項を定め、第2条では、第1項で風俗環境保全協議会を置く地域を管轄する署長の推薦により公安委員会が委員を委嘱することとする。また、警察署長については第2条第2項で、赴任日をもって委嘱と見なし、第3項では委嘱状を交付しない旨を定めている。なお、協議会を設置する地域は、盛岡市、奥州市、北上市の中の一部地域となり、管轄警察署長は、盛岡東、奥州、北上の各警察署長となる。第3条は委員の任期に関する規定であり、第1項で任期を2年とするほか、継続協議等の必要も認められるため、再任を認めることとしている。第2項では、委員が事故等で欠けた場合の後任委員の任期を前任者の残期間とすることとした。第3項では、警察署長の委員としての任期を在任期間中とした。第4条で規定する委員の解職では、委員としてふさわしくない非行があったときや、その他特別な理由があると認めるときは、解職

することができることとし、公正かつ適正な協議会の運営を図るものである。第5条では、協議会の委員の委嘱に関する必要な事項について警察本部長が定めることとしており、協議会委員の委嘱手続や必要な様式は、例規において規定する。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員発言 》

「この協議会に定数はあるのか。」

→本部発言

「今のところ定数は定めていない。委員の委嘱をいつでもできる体制にするために、先ずもって本規定を設けることから始めて、今後協議会において詳細を検討していく。東北で先行している宮城県では、仙台市国分町の客引き等について協議して良好な風俗と治安を確保する取組を行っている。今般、成年の見直しもあり、当県でも規定を制定することとしたもの。」

○ 令和4年春の地域安全運動実施について

警察本部から、「本運動は例年、交通部が主管する『春の全国交通安全運動』と連動して、本年は4月6日から15日までの10日間実施するもので、県警察のほか、犯罪のない安全で安心まちづくり推進協議会及び岩手県防犯協会連合会が、関係機関・団体に通知するなどして、県民総ぐるみで活動を行っている。運動のスローガンは『なくそう犯罪 ふやそう笑顔 みんな大好き岩手県』である。運動の重点の1つ目である『子ども・女性・高齢者の犯罪被害防止』は、運動期間中は新入学期に当たり、新入学児童・生徒に対する通学路における安全確保が求められること、例年4月以降に女性に対する声かけ等の脅威事犯が増加する傾向にあること、全国警察において重点的に被害防止対策に取り組んでいる特殊詐欺において、高齢者が被害者になる割合が高いことなどから、運動の重点とした。また、2つ目の重点である『鍵かけの励行』に関して、令和3年中の被害認知件数は、『侵入窃盗』が前年から増加、『乗り物盗』は減少、『車上ねらい』は横ばいであり、特に住宅を狙った侵入窃盗では認知件数や無施錠による被害件数が増加していることから、鍵かけ意識を浸透させ被害防止を図る必要があることから、重点とした。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 岩手県道路交通法施行細則の一部改正について

警察本部から、「改正は主に2点であり、1点目は高さ制限緩和道路の指定についてである。自動車の積載物の高さ制限については、道路交通法施行令の規定を受け、通常3.8メートルのところ、公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認める区間においては、4.1メートルを超えない範囲内で定める高さにすることができるとされ、本県では、岩手県道路交通法施行細則において公安委員会が高さを4.1メートルとして通行に支障のないと認める160区間の道路をこれまでに指定している。今回、道路管理者からの追加指定要望に基づき調査した結果、支障のない区間について、高さ制限緩和道路を追加指定しようとするものである。2点目は押印廃止関係についてであり、警察庁より『行政手続における押印等の取扱いに係る緊急対応について』により指示に基づき、本細則に定める申請様式の整備をするもの。改正の内容について、高さ制限緩和道路に関しては、岩手

県道路交通法施行細則第12条の2に基づく別表第2を一部改正し、計16区間を追加する。また、押印廃止に関しては、各様式の押印に関する記号等を削除するもので、施行日は本年4月1日と考えている。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員発言 》

「4.1メートルという高さであるが、橋桁やトンネルは大丈夫なのか。」

→本部発言

「調査の段階で、全て通行可能であることを確認している。」

《 委員発言 》

「通常3.8メートルとの30センチの違いは何なのか。」

→本部発言

「道路交通法施行令で通常3.8メートルと示されているものの、海外との貿易で用いられる国際海上コンテナを車両に積載した場合、通行のためには4.1メートルの高さを確保する必要がある、それに合わせた規定となっている。」

○ 「令和4年春の全国交通安全運動」の実施について

警察本部から、「4月6日から4月15日までの10日間、『春の全国交通安全運動』が行われ、期間中の4月10日は『交通死亡事故ゼロを目指す日』としている。運動の重点は『子どもを始めとする歩行者の安全確保』『歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上』『自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保』の3点であり、スローガンは『通学路速度を落とす 思いやり』としている。過去5年間の運動期間中の交通事故は、発生件数、死傷者数とも、令和元年をピークに減少している状況にある。例年、この時期は新入学児童をはじめ、児童、生徒が被害にかかる交通事故が懸念される場所であり、歩行者に対しては交通ルールの遵守のほか、手を上げるなどの合図で運転者に横断する意思を明確に伝える『ハンド・コミュニケーション』、道路横断の基本である『止まる・見る・待つ』の実践について、各種交通安全教室等で指導していく。また、歩行者が関係する交通事故の発生時間帯や発生場所を重点に、通学路や生活道路において、可搬式速度違反自動取締装置を活用した取締りを強化していく。運動期間中の主な取組として、初日の4月6日、岩手県庁において出発式を行う予定であるほか、各署においても、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながらではあるが、各種広報イベントを企画している。なお、今年から毎月第2水曜日を『横断歩道の日』と指定し、歩行者の安全確保と交通安全意識の高揚を図るため、街頭活動等を強化することとしており、4月は運動期間中の4月13日であることから、各署においては『安全モデル横断歩道』等において、児童・生徒の登下校時間帯を中心とした街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を強化していく。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「生活安全部の報告にも関わることだが、4月6日からの10日間、交通部や生活安全部と一緒にイベント等を行い、県警察が全体が多方面で大きく動き出すことは、新年度が始まり何となく浮つく世間の空気を引き締めるという意味では、とても良いと思う。交通取締りだけとか、防犯だけではなく、警察は幅広く警戒しているというアピールをしてもらうことで、新年度のスタートが落ち着くのではないかな。残

念ながら、県内では死亡事故が2月から3月にかけて増えており、この時期に引き締めを図っていかねばならない。時期を捉えて、しっかりとみなさんに広報していただきたい。」

「近所にも『安全モデル横断歩道』があり、各地域に増やしていただいていると思う。毎月第2水曜日を『横断歩道の日』として取り組むとのことだが、横断歩道の手前で停止するのが運転者の義務であるということを、是非、浸透させていただきたい。」

【警備部議題】

- 岩手県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則について
警察本部から、「『特定秘密の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令』が昨年7月1日に公布されたことに伴い、『国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則』等が改正された。これにより、国家公安委員会規則に準じた内容で制定した岩手県公安委員会規則について改正しようとするもの。具体的には、押印の手続を削除し、様式から押印欄を削除するものである。改正の内容は、特定秘密文書等の交付に係る様式において、記名押印を求めているものについて、記名のみとし押印を不要とするものであり、施行期日は令和4年4月1日を予定している。」旨の説明があり、決裁した。

【警察学校】

- 初任科第97期及び一般職員初任科第35期の入校式について
警察本部から、「本年4月5日午前10時から、岩手県警察学校体育館で、初任科第97期及び一般職員初任科第35期の入校式を挙げる。入校予定者は、初任科第97期短期課程39人と長期課程35人の、計74人と、一般職員初任科第35期の13人の、合計87人である。入校期間は、初任科短期課程が本年4月1日から6か月間、初任科長期課程が10か月間であり、一般職員初任科は計26日間である。入校式の出席者については、新型コロナウイルス感染防止対策のため規模を縮小して開催することとし、部外来賓と入校生家族の出席は求めず、公安委員会委員長、警察本部長、警務部長、刑事部長、情報通信部長、人財育成課長及び警察学校長以下教職員のみとする。また、取材のマスコミ関係者を含めた出席者及び入校生のソーシャルディスタンスを適切に確保するとともに、会場内の換気を徹底するなど、感染防止対策に万全を図る。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「短期課程39人のうち、女性が12人なのは、採用を増やしていると感じた。」

→本部発言

「昨年は長期課程に女性が11人、短期課程は7名だった。一般職員については、県採用の11人が全て女性であり、昨年も全て女性だったが今年は昨年より4人多い。最近の採用は女性の比率がかなり増えている。」

【その他】

警察本部から、警察職員の新型コロナウイルス感染状況及び対応について報告があった。

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

指定自動車教習所に対する行政処分（監督命令）についての説明、決裁

○ 警務課

警務課業務報告

○ 県民課

開示請求に係る非開示決定に対する不服申立て（審査請求）の受理についての説明、決裁

犯罪被害者等給付金支給裁定申請の受付についての説明、決裁

○ 監察課

公安委員会を被告とする行政訴訟事件の応訴状況についての報告

運転免許取消処分に対する審査請求の受理についての説明、決裁

令和3年度末退職警察職員表彰式における委員長挨拶案についての説明、決裁

監察課業務報告

○ 人身安全少年課

少年指導委員の委嘱についての説明、決裁

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令実施報告

○ 交通企画課

運転免許更新区分に係る処分の取消しを求める審査請求に対する審理結果についての説明、決裁

○ 交通規制課

防災拠点自動車駐車場についての報告